

山口県報

平成24年
5月29日
(火曜日)

目次

規則	
山口県観光審議会規則の一部を改正する規則(観光振興課)	一
山口県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(都市計画課)	一
山口県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則(会計課)	一
山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則(物品管理課)	二
山口県物品規則の一部を改正する規則(物品管理課)	二
告示	
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容及び揭示場所(森林整備課)	三
道路の区域の変更(道路整備課)	三
土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	四
土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	七
県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(会計課)	九
公告	
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(四件)(商政課)	九
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	一
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	一
大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課)	二
基本測量の実施(監理課)	二
選管告示	
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正	二
監査告示	
外部監査人の補助者の氏名等	二



山口県観光審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十五号

山口県観光審議会規則の一部を改正する規則

山口県観光審議会規則(昭和四十五年山口県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「地域振興部観光交流局観光交流課」を「地域振興部観光交流局観光振興課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十六号

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例(平成二十四年山口県条例第二十一号)の施行期日は、平成二十四年七月二十一日とする。

山口県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十七号

山口県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則
山口県収入証紙取扱規則（昭和三十九年山口県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第三号様式、別記第四号様式、別記第六号様式及び別記第七号様式中

「第()号」を「第()号」に改める。

別記第九号様式中「第()号」を「第()号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十八号

山口県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

山口県庁用自動車管理規則（昭和五十一年山口県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「第()号」を「第()号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県物品規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十九号

山口県物品規則の一部を改正する規則

山口県物品規則（昭和三十九年山口県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第一号様式の三までの規定中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第四号様式中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第六号様式及び別記第七号様式中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第十号様式及び別記第十四号様式中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第十七号様式中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第十八号様式から別記第十九号様式までの規定中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第二十号様式及び別記第二十二号様式中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第二十五号様式から別記第二十七号様式までの規定中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第三十一号様式、別記第三十二号様式、別記第三十四号様式及び別記第三十五号様式中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第三十八号様式中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第四十五号様式及び別記第四十六号様式中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第四十九号様式、別記第四十九号様式の二、別記第五十二号様式及び別記第五十二号様式の二中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第五十三号様式及び別記第五十四号様式中「第()号」を「第()号」に改める。

別記第五十七号様式及び別記第五十九号様式の二中「第()号」を「第()号」に改める。

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。」

一 区域の名称

- 朝倉町(1)、朝倉町(2)、朝倉町(3)、朝倉町(4)、朝倉町(5)、朝倉町(6)、朝倉町(7)、朝倉町(8)、朝倉町(9)、朝倉町(10)、朝倉町(11)、朝倉町(12)、朝倉町(13)、朝倉町(14)、朝倉町(15)、朝倉町(16)、朝倉町(17)、朝倉町(18)、朝倉町(19)、朝倉町(20)、朝倉町(21)、朝倉町(22)、朝倉町(23)、朝倉町(24)、朝倉町(25)、朝倉町(26)、朝倉町(27)、朝倉町(28)、朝倉町(29)、朝倉町(30)、朝倉町(31)、朝倉町(32)、朝倉町(33)、朝倉町(34)、朝倉町(35)、朝倉町(36)、朝倉町(37)、朝倉町(38)、朝倉町(39)、朝倉町(40)、朝倉町(41)、朝倉町(42)、朝倉町(43)、朝倉町(44)、朝倉町(45)、朝倉町(46)、朝倉町(47)、朝倉町(48)、朝倉町(49)、朝倉町(50)、朝倉町(51)、朝倉町(52)、朝倉町(53)、朝倉町(54)、朝倉町(55)、朝倉町(56)、朝倉町(57)、朝倉町(58)、朝倉町(59)、朝倉町(60)、朝倉町(61)、朝倉町(62)、朝倉町(63)、朝倉町(64)、朝倉町(65)、朝倉町(66)、朝倉町(67)、朝倉町(68)、朝倉町(69)、朝倉町(70)、朝倉町(71)、朝倉町(72)、朝倉町(73)、朝倉町(74)、朝倉町(75)、朝倉町(76)、朝倉町(77)、朝倉町(78)、朝倉町(79)、朝倉町(80)、朝倉町(81)、朝倉町(82)、朝倉町(83)、朝倉町(84)、朝倉町(85)、朝倉町(86)、朝倉町(87)、朝倉町(88)、朝倉町(89)、朝倉町(90)、朝倉町(91)、朝倉町(92)、朝倉町(93)、朝倉町(94)、朝倉町(95)、朝倉町(96)、朝倉町(97)、朝倉町(98)、朝倉町(99)、朝倉町(100)

- (27)、仁保下郷(28)、仁保下郷(29)、仁保下郷(30)、仁保下郷(31)、仁保下郷(32)、仁保下郷(33)、仁保下郷(34)、仁保下郷(35)、仁保下郷(36)、仁保下郷(37)、仁保下郷(38)、仁保下郷(39)、仁保下郷(40)、仁保下郷(41)、仁保下郷(42)、仁保下郷(43)、仁保下郷(44)、仁保下郷(45)、仁保下郷(46)、仁保下郷(47)、仁保下郷(48)、仁保下郷(49)、仁保下郷(50)、仁保下郷(51)、仁保下郷(52)、仁保下郷(53)、仁保下郷(54)、仁保下郷(55)、仁保下郷(56)、仁保下郷(57)、仁保下郷(58)、仁保下郷(59)、仁保下郷(60)、仁保下郷(61)、仁保下郷(62)、仁保下郷(63)、仁保下郷(64)、仁保下郷(65)、仁保下郷(66)、仁保下郷(67)、仁保下郷(68)、仁保下郷(69)、仁保下郷(70)、仁保下郷(71)、仁保下郷(72)、仁保下郷(73)、仁保下郷(74)、仁保下郷(75)、仁保下郷(76)、仁保下郷(77)、仁保下郷(78)、仁保下郷(79)、仁保下郷(80)、仁保下郷(81)、仁保下郷(82)、仁保下郷(83)、仁保下郷(84)、仁保下郷(85)、仁保下郷(86)、仁保下郷(87)、仁保下郷(88)、仁保下郷(89)、仁保下郷(90)、仁保下郷(91)、仁保下郷(92)、仁保下郷(93)、仁保下郷(94)、仁保下郷(95)、仁保下郷(96)、仁保下郷(97)、仁保下郷(98)、仁保下郷(99)、仁保下郷(100)

二 区域の範囲
 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
 大内御堀(一)、春日町(一)、上天花町(一)、中尾(一)、仁保下郷(一)、古熊(一)、吉敷(一)

二 区域の範囲
 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
 厚狭(一)、厚狭(二)、厚狭(三)、厚狭(四)、厚狭(五)、厚狭(六)、厚狭(七)、厚狭(八)、厚狭(九)、厚狭(一〇)、厚狭(一一)、厚狭(一二)、厚狭(一三)、厚狭(一四)、厚狭(一五)、厚狭(一六)、厚狭(一七)、厚狭(一八)、厚狭(一九)、厚狭(二〇)、厚狭(二一)、厚狭(二二)、厚狭(二三)、厚狭(二四)、厚狭(二五)、厚狭(二六)、厚狭(二七)、厚狭(二八)、厚狭(二九)、厚狭(三〇)、厚狭(三一)、厚狭(三二)、厚狭(三三)、厚狭(三四)、有帆(一)、有帆(二)、有帆(三)、有帆(四)、有帆(五)、有帆(六)、有帆(七)、有帆(八)、有帆(九)、有帆(一〇)、有帆(一一)、有帆(一二)、有帆(一三)、有帆(一四)、有帆(一五)、有帆(一六)、有帆(一七)、有帆(一八)、有帆(一九)

(一九)、有帆(二〇)、有帆(二一)、有帆(二二)、有帆(二三)、有帆(二四)、石井手(一)、小野田(三)、小野田(四)、小野田(五)、小野田(六)、小野田(七)、小野田(八)、小野田(九)、小野田(一〇)、小野田(一一)、小野田(一二)、小野田(一三)、小野田(一四)、小野田(一五)、小野田(一六)、小野田(一七)、小野田(一八)、小野田(一九)、小野田(二〇)、小野田(二一)、小野田(二二)、小野田(二三)、小野田(二四)、小野田(二五)、小野田(二六)、小野田(二七)、小野田(二八)、小野田(二九)、小野田(三〇)、小野田(三一)、小野田(三二)、小野田(三三)、小野田(三四)、小野田(三五)、小野田(三六)、小野田(三七)、小野田(三八)、小野田(三九)、小野田(四〇)、柿の木坂(一)、柿の木坂(二)、叶松(一)、鴨庄(一)、鴨庄(二)、鴨庄(三)、鴨庄(四)、鴨庄(五)、共和台(一)、共和台(二)、掃山(一)、掃山(二)、掃山(三)、掃山(四)、郡(一)、郡(二)、郡(三)、郡(四)、郡(五)、郡(六)、郡(七)、郡(八)、郡(九)、郡(一〇)、郡(一一)、郡(一二)、郡(一三)、郡(一四)、郡(一五)、郡(一六)、郡(一七)、郡(一八)、郡(一九)、郡(二〇)、郡(二一)、郡(二二)、郡(二三)、郡(二四)、郡(二五)、郡(二六)、郡(二七)、郡(二八)、高千帆(一)、高畑(一)、高畑(二)、高畑(三)、千崎(一)、津布田(一)、津布田(二)、津布田(三)、津布田(四)、津布田(五)、津布田(六)、津布田(七)、津布田(八)、津布田(九)、津布田(一〇)、津布田(一一)、津布田(一二)、中川(一)、西高泊(一)、西高泊(二)、西高泊(三)、西高泊(四)、西高泊(五)、西高泊(六)、西高泊(七)、西高泊(八)、西高泊(九)、西高泊(一〇)、西高泊(一一)、西高泊(一二)、西高泊(一三)、西高泊(一四)、西高泊(一五)、西高泊(一六)、波瀬(一)、埴生(一)、埴生(二)、埴生(三)、埴生(四)、埴生(五)、埴生(六)、埴生(七)、埴生(八)、埴生(九)、埴生(一〇)、埴生(一一)、埴生(一二)、埴生(一三)、埴生(一四)、埴生(一五)、埴生(一六)、埴生(一七)、東須恵(一)、東高泊(一)、福田(一)、福田(二)、福田(三)、福田(四)、福田(五)、福田(六)、福田(七)、福田(八)、丸河内(一)、山川(一)、山川(二)、山川(三)、山川(四)、山川(五)、山川(六)、山川(七)、山川(八)、山川(九)、山川(一〇)、山川(一一)、山川(一二)、山川(一三)、山野井(一)、山野井(二)、山野井(三)、山野井(四)、山野井(五)、山野井(六)、山野井(七)、山野井(八)、山野井(九)、山野井(一〇)、山野井(一一)、山野井(一二)、山野井(一三)、山野井(一四)、山野井(一五)、山野井(一六)、山野井(一七)、山野井(一八)、山野井(一九)、山野井(二〇)、山野井(二一)、山野井(二二)、山野井(二三)、山野井(二四)、山野井(二五)、山野井(二六)

二 区域の範囲
 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市産業建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 赤崎(1)、厚狭(1)、厚狭(2)、厚狭(3)、厚狭(4)、厚狭(5)、厚狭(6)、厚狭(7)、厚狭(8)、厚狭(9)、厚狭(10)、厚狭(11)、厚狭(12)、厚狭(13)、厚狭(14)、厚狭(15)、厚狭(16)、厚狭(17)、厚狭(18)、厚狭(19)、厚狭(20)、厚狭(21)、厚狭(22)、厚狭(23)、厚狭(24)、有帆(1)、有帆(2)、有帆(3)、有帆(4)、有帆(5)、有帆(6)、有帆(7)、小野田(1)、小野田(2)、小野田(3)、小野田(4)、小野田(5)、小野田(6)、小野田(7)、小野田(8)、小野田(9)、鴨庄(1)、鴨庄(2)、鴨庄(3)、鴨庄(4)、鴨庄(5)、鴨庄(6)、鴨庄(7)、郡(1)、郡(2)、郡(3)、郡(4)、郡(5)、郡(6)、郡(7)、郡(8)、郡(9)、郡(10)、郡(11)、大休団地(1)、津布田(1)、津布田(2)、津布田(3)、埴生(1)、埴生(2)、埴生(3)、埴生(4)、埴生(5)、福田(1)、山川(1)、山川(2)、山川(3)、山川(4)、山川(5)、山川(6)、山野井(1)、山野井(2)、山野井(3)、山野井(4)、山野井(5)、山野井(6)、山野井(7)、山野井(8)、山野井(9)、山野井(10)、山野井(11)、山野井(12)、山野井(13)、山野井(14)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市産業建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 小野田(1)、郡(1)、郡(2)、郡(3)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市産業建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号)第八條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称

- 赤妻町(1)、赤妻町(2)、赤妻町(3)、赤妻町(4)、赤妻町(5)、朝倉町(1)、朝倉町(2)、朝倉町(3)、朝倉町(4)、朝倉町(5)、朝田(1)、朝田(2)、朝田(3)、朝田(4)、朝田(5)、朝田(6)、朝田(7)、朝田(8)、朝田(9)、朝田(10)、朝田(11)、朝田(12)、朝田(13)、朝田(14)、朝田(15)、朝田(16)、朝田(17)、維新公園(1)、糸米(1)、糸米(4)、大内長野(1)、大内長野(2)、大内御堀(1)、大内御堀(2)、大内御堀(3)、大内御堀(4)、大内御堀(5)、大内御堀(6)、大内御堀(7)、大内御堀(8)、大内御堀(9)、大内御堀(10)、大内御堀(11)、大内御堀(12)、大内御堀(13)、大内御堀(14)、大内御堀(15)、大内御堀(16)、大内御堀(17)、大内御堀(18)、大内御堀(19)、大内御堀(20)、大内御堀(21)、大内御堀(22)、大内御堀(24)、大内御堀(25)、大内御堀(26)、大内御堀(27)、大内御堀(28)、大内御堀(29)、大内御堀(30)、大内御堀(31)、大内御堀(32)、大内御堀(33)、大内御堀(34)、大内矢田(1)、大内矢田(2)、大内矢田(3)、荻町(1)、春日町(1)、上宇野令(1)、上宇野令(2)、上宇野令(3)、上宇野令(4)、上天花町(1)、上天花町(2)、上天花町(3)、上天花町(4)、上天花町(5)、上天花町(6)、上天花町(7)、龜山町(1)、龜山町(2)、木町(1)、熊野町(1)、黒川(1)、黒川(2)、黒川(3)、黒川(4)、黒川(5)、下宇野令(1)、白石(1)、惣大夫町(1)、滝町(1)、滝町(2)、滝町(3)、滝町(4)、滝町(5)、天(1)、天(2)、天(3)、天(4)、中尾(1)、中尾(2)、中尾(3)、中尾(4)、中尾(5)、中尾(6)、中尾(7)、中尾(8)、中尾(9)、中尾(10)、中尾(11)、中尾(12)、中尾(13)、中尾(14)、中尾(15)、中尾(16)、錦町(1)、仁保下郷(1)、仁保下郷(2)、仁保下郷(3)、仁保下郷(4)、仁保下郷(5)、仁保下郷(6)、仁保下郷(7)、仁保下郷(8)、仁保下郷(9)、仁保下郷(10)、仁保下郷(11)、仁保下郷(12)、仁保下郷(13)、仁保下郷(14)、仁保下郷(15)、仁保下郷(16)、仁保下郷(17)、仁保下郷(18)、仁保下郷(19)、仁保下郷(20)、仁保下郷(21)、仁保下郷(22)、仁保下郷(23)、仁保下郷(24)、仁保下郷(25)、仁保中郷(1)、仁保中郷(2)、仁保中郷(3)、仁保中郷(4)、仁保中郷(5)、仁保中郷(6)、仁保中郷(7)、仁保中郷(8)、仁保中郷(9)、仁保中郷(10)、仁保中郷(11)、仁保中郷(12)、仁保中郷(13)、仁保中郷(14)、仁保中郷(15)、仁保中郷(16)、仁保中郷(17)、仁保中郷(18)、仁保中郷(19)、仁保中郷(20)、仁保中郷(21)、仁保中郷(22)、仁保中郷(23)、仁保中郷(24)、仁保中郷(25)、仁保中郷(26)、仁保中郷(27)、仁保中郷(28)、仁保中郷(29)、仁保中郷(30)

- 保中郷(一)29、仁保中郷(一)30、仁保中郷(一)31、仁保中郷(一)32、仁保中郷(一)33、仁保中郷(一)34、仁保中郷(一)35、仁保中郷(一)36、平井(一)1、平井(一)2、平井(一)3、平井(一)4、平井(一)5、古熊(一)1、古熊(一)2、古熊(一)3、古熊(一)4、緑町(一)1、宮島町(一)1、宮野上(一)3、宮野上(一)4、宮野上(一)5、宮野上(一)6、宮野上(一)7、宮野上(一)8、宮野上(一)9、宮野上(一)10、宮野上(一)11、宮野上(一)12、宮野上(一)13、宮野上(一)14、宮野上(一)15、宮野上(一)16、宮野上(一)17、宮野上(一)18、宮野上(一)19、宮野上(一)20、宮野上(一)21、宮野上(一)22、宮野上(一)23、宮野上(一)24、宮野上(一)25、宮野上(一)26、宮野上(一)27、宮野上(一)28、宮野上(一)29、宮野上(一)30、宮野上(一)31、宮野上(一)32、宮野上(一)33、宮野下(一)1、宮野下(一)2、宮野下(一)3、宮野下(一)4、宮野下(一)5、宮野下(一)6、宮野下(一)7、宮野下(一)8、宮野下(一)9、宮野下(一)10、宮野下(一)11、宮野下(一)12、宮野下(一)13、宮野下(一)14、宮野下(一)15、宮野下(一)17、宮野下(一)18、宮野下(一)19、宮野下(一)20、宮野下(一)21、宮野下(一)22、宮野下(一)23、宮野下(一)24、宮野下(一)25、宮野下(一)26、吉敷(一)1、吉敷(一)2、吉敷(一)3、吉敷(一)4、吉敷(一)5、吉敷(一)6、吉敷(一)7、吉敷(一)8、吉敷(一)9、吉敷(一)10、吉敷赤田(一)1、吉敷赤田(一)2、吉敷赤田(一)3、吉敷赤田(一)4、吉敷赤田(一)5、吉敷赤田(一)6、吉敷赤田(一)7、吉敷赤田(一)8、吉敷赤田(一)9、吉敷赤田(一)10、吉敷上東(一)1、吉敷上東(一)2、吉敷上東(一)3、吉敷上東(一)4、吉敷佐畑(一)3、吉敷佐畑(一)4、吉敷佐畑(一)5、吉敷佐畑(一)6、吉敷佐畑(一)7、吉田(一)1、吉田(一)2、吉田(一)3、吉田(一)4、吉田(一)5
 - 二 区域の範囲
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 区域の名称
 - 朝倉町(一)1、朝倉町(一)2、朝倉町(一)3、朝倉町(一)4、朝倉町(一)5、朝倉町(一)6、朝倉町(一)7、朝倉町(一)8、朝倉町(一)9、朝倉町(一)10、朝倉町(一)11、朝倉町(一)12、朝倉町(一)13、朝倉町(一)14、朝倉町(一)15、朝倉町(一)16、朝倉町(一)17、朝倉町(一)18、朝倉町(一)19、糸米(一)1、糸米(一)2、糸米(一)3、糸米(一)4、大内長野(一)1、大内長野(一)2、大内長野(一)3、大内長野(一)4、大内長野(一)5、大内長野(一)6、大内御堀(一)1、大内御堀(一)2、大内御堀(一)3、大内御堀(一)4、大内御堀(一)5、大内御堀(一)6、大内御堀(一)7、大内御堀(一)8、大内御堀(一)9、大内御堀(一)10、大内御堀(一)11、大内御堀(一)12、大内御堀(一)13、大内御堀(一)14、大内御堀(一)15、大内御堀(一)16、大内御堀(一)17、大内御堀(一)18、大内御堀(一)19、大内御堀(一)20、大内御堀(一)21、大内御堀(一)22、大内御堀(一)23、大内御堀(一)24、大内御堀(一)25、大内御堀(一)26、大内御堀(一)27、大内御堀(一)28、大内御堀(一)29、大内御堀(一)30、大内御堀(一)31、大内御堀(一)32、大内御堀(一)33、大内御堀(一)34、大内御堀(一)35、大内御堀(一)36、大内御堀(一)37、大内御堀(一)38、大内御堀(一)39、大内御堀(一)40、大内御堀(一)41、大内御堀(一)42、大内御堀(一)43、大内御堀(一)44、大内御堀(一)45、大内御堀(一)46、大内御堀(一)47、大内御堀(一)48、大内御堀(一)49、大内御堀(一)50、大内御堀(一)51、大内御堀(一)52、大内御堀(一)53、大内御堀(一)54、大内御堀(一)55、大内御堀(一)56、大内御堀(一)57、大内御堀(一)58、大内御堀(一)59、大内御堀(一)60、大内御堀(一)61、大内御堀(一)62、大内御堀(一)63、大内御堀(一)64、大内御堀(一)65、大内御堀(一)66、大内御堀(一)67、大内御堀(一)68、大内御堀(一)69、大内御堀(一)70、大内御堀(一)71、大内御堀(一)72、大内御堀(一)73、大内御堀(一)74、大内御堀(一)75、大内御堀(一)76、大内御堀(一)77、大内御堀(一)78、大内御堀(一)79、大内御堀(一)80、大内御堀(一)81、大内御堀(一)82、大内御堀(一)83、大内御堀(一)84、大内御堀(一)85、大内御堀(一)86、大内御堀(一)87、大内御堀(一)88、大内御堀(一)89、大内御堀(一)90、大内御堀(一)91、大内御堀(一)92、大内御堀(一)93、大内御堀(一)94、大内御堀(一)95、大内御堀(一)96、大内御堀(一)97、大内御堀(一)98、大内御堀(一)99、大内御堀(一)100

- (176)、仁保中郷(177)、仁保中郷(178)、仁保中郷(179)、仁保中郷(180)、仁保中郷(181)、仁保中郷(182)、仁保中郷(184)、仁保中郷(186)、仁保中郷(187)、仁保中郷(190)、仁保中郷(191)、仁保中郷(192)、仁保中郷(193)、仁保中郷(194)、仁保中郷(195)、仁保中郷(196)、仁保中郷(197)、古熊(1)、古熊(2)、古熊(3)、古熊(4)、古熊(5)、古熊(6)、宮野上(3)、宮野上(4)、宮野上(5)、宮野上(6)、宮野上(7)、宮野上(8)、宮野上(9)、宮野上(10)、宮野上(11)、宮野上(12)、宮野上(13)、宮野上(14)、宮野上(15)、宮野上(16)、宮野上(17)、宮野上(18)、宮野上(19)、宮野上(20)、宮野上(21)、宮野上(22)、宮野上(23)、宮野上(24)、宮野上(25)、宮野上(26)、宮野上(27)、宮野上(28)、宮野上(29)、宮野上(30)、宮野上(31)、宮野上(32)、宮野上(33)、宮野上(34)、宮野上(35)、宮野上(36)、宮野上(37)、宮野上(39)、宮野上(40)、宮野上(41)、宮野上(42)、宮野上(43)、宮野上(44)、宮野上(45)、宮野上(46)、宮野上(47)、宮野上(48)、宮野下(1)、宮野下(2)、宮野下(3)、宮野下(4)、宮野下(5)、宮野下(7)、宮野下(8)、宮野下(9)、宮野下(10)、宮野下(11)、宮野下(12)、宮野下(13)、宮野下(14)、宮野下(15)、宮野下(16)、宮野下(17)、宮野下(18)、宮野下(19)、宮野下(20)、宮野下(21)、宮野下(22)、宮野下(23)、宮野下(24)、宮野下(25)、宮野下(26)、宮野下(27)、宮野下(29)、宮野下(30)、宮野下(31)、宮野下(32)、宮野下(33)、宮野下(34)、宮野下(35)、宮野下(36)、宮野下(37)、宮野下(38)、宮野下(39)、宮野下(40)、吉敷(2)、吉敷(3)、吉敷(4)、吉敷(5)、吉敷(6)、吉敷(7)、吉敷(8)、吉敷(9)、吉敷(10)、吉敷(11)、吉敷(12)、吉敷(13)、吉敷赤田(1)、吉敷赤田(2)、吉敷赤田(4)、吉敷赤田(5)、吉敷赤田(6)、吉敷赤田(7)、吉敷赤田(8)、吉敷赤田(9)、吉敷赤田(10)、吉敷佐畑(11)、吉敷佐畑(12)、吉敷佐畑(13)、吉敷佐畑(14)、吉敷佐畑(15)、吉敷佐畑(16)、吉田(1)、吉田(2)、吉田(3)、吉田(4)、吉田(5)、吉田(6)

- 二 区域の範囲
- 三 次の図のとおり
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百三十号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

二中「漁業取締船せきしよのうち中間検査業務」の下に、「企業局財務会計・予算編成システム再構築業務」を加える。



(二三六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十四年五月二十九日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク生野屋店
 所在地 下松市大字生野屋字猿田五〇七の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 ゼオン山口株式会社 周南市那智町二番一号
 代表者の氏名 橋本 清
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う	変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
	岡野食品産業株式会社	株式会社山口フジカラー	株式会社山口フジカラー	株式会社山口フジカラー

う者の氏名又は名称	有限会社フリースタイル	有限会社フリースタイル	有限会社トレヒ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社トレヒ	有限会社トレヒ	有限会社トレヒ
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	永松 伸幸	〇四番地の七	下松市大字西豊井八〇四番地の七

四 届出年月日
平成二十四年四月二十六日
変更年月日
平成二十四年五月一日

(二三七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十四年五月二十九日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジ西宇部店
所在地 宇部市大字際波一三二の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
グンゼ開発株式会社 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 赤木 庸二
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
パルティ・フジ西宇部			
フジ西宇部店			

四 届出年月日

五 平成二十四年四月二十七日
変更年月日
平成二十四年三月一日

(二三八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十四年五月二十九日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。
平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジ長門店
所在地 長門市仙崎三三二の二
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一 木村 祭氏
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
フジグラン長門			
フジ長門店			

四 届出年月日
平成二十四年四月二十七日
変更年月日
平成二十四年三月一日

(二三九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十四年五月二十九日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市総合政策部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ美祢店

所在地 美祢市大嶺町東分三四六九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社アステイ 住所 代表者の氏名

株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一 木村 祭氏

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	パーティ・フジ美祢	フジ美祢店

四 届出年月日

平成二十四年四月二十七日

五 変更年月日

平成二十四年三月一日

(二四〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年五月二十九日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク生野屋店
 所在地 下松市大字生野屋字猿田五〇七の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社 住所 代表者の氏名

ゼオン山口株式会社 周南市那智町二番一号 橋本 清

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	株式会社丸久
大規模小売店舗において小売業者の開店時刻	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができ	午前九時一五分から翌日の午前零時一五分まで	午前八時三〇分から翌日の午前零時一五分まで

四 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

五 変更年月日

平成二十四年四月二十七日

(二四一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月二十七日山口県公告(三九七)に係る大規模小売店舗について次のとおり田布施町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年五月二十九日から同年六月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ田布施店

所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇一の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二四二) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年五月二十九日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに若国市産業振興部商工振興課及び由宇総合支所地域振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久由宇店

所在地 若国市由宇町堀田五五五-1の5

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社丸久 所 代表者の氏名 田中 康男

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前九時から午後九時三〇分まで	午前八時三〇分から午後九時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

五 変更年月日

平成二十四年四月二十七日

(二四三) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十四年五月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)
- 二 作業の地域
山口県全域
- 三 作業の期間
平成二十四年五月二十五日から平成二十五年三月二十九日まで



山口県選挙管理委員会告示第三十六号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

「 〃 後田町一丁目一番一号」を「 〃 長府外浦町一番一号」に改める。



山口県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

平成二十四年五月二十九日

山口県監査委員

氏 名	住 所	期 間
水谷 芳昭	下松市旗岡五丁目六番二七号	平成二十四年五月二十九日から平成二十五年三月三十一日まで
田中 博之	下関市形山みどり町六番六号	〃
古林 照己	下松市北斗町三番一―一〇三号	〃

寺田 森永	品川 充洋
寛 晃仁	〇二号
山口市宮野下七九の四	岩国市今津町四丁目一六番五―一三
〃	〃
〃	〃

平成二十四年五月二十九日
発行

発行
行人所

山口県知事
山口市